

議案第 8 2 号

関市水道事業給水条例の一部改正について

関市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 2 6 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

水道法の一部改正による指定給水装置工事事業者の指定の更新制の導入に伴い、当該指定の更新に係る手数料を定めるため、この条例を定めようとする。

## 関市水道事業給水条例の一部を改正する条例

関市水道事業給水条例（平成25年関市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第32条第1号中「指定工事業者の指定」の次に「及びその更新」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。